

【体制届①】

令和3年度の介護報酬改定により、加算の内容に変更が生じます。
現在、各加算を届け出ている事業所においては、
原則、新たな体制届の提出をお願いいたします。

新たな届出をしない場合、届出済の内容が4月以降変更され、
請求事務に影響を及ぼす可能性があります。(次のページの例①②参照)

必ず「**サービスごとの報酬改定資料**」及び
「**介護給付費算定の届出等に係る留意事項について**」を参照し、
加算内容を確認の上、届出が必要となる場合は、適切な届出を行ってください。

※確認した結果、新たな届出を行わなくても4月以降の体制が正しく登録できると判断できる場合は、届出は不要です。

【体制届②】

- 既存の加算の変更等により、新たな届出がないことで、変更後の加算区分に置き換えられる場合と、自動的に「なし」とみなされる場合があります。

例①:「サービス提供体制強化加算」を取っている地域密着型通所介護事業所において新たな届出をしないとき

「(現)加算Ⅰイ」⇒「(新)加算Ⅱ(イの場合)」

「(現)加算Ⅲ」⇒「(新)加算Ⅲ(Ⅲの場合)」

「(現)加算ⅠⅢ」⇒「(新)なし」

「(現)加算Ⅱ」⇒「(新)なし」

現在「加算ⅠⅢ」「加算Ⅱ」を届け出ている事業所が
新たに「加算Ⅲ」を届け出ないと、「なし」とみなされます。

(サービスごとの報酬改定資料 地域密着型通所介護編4(1)③及び
介護給付費算定の届出等に係る留意事項について21ページ項番64参照)

- 加算の名称は変更しませんが、加算の要件が変更されている場合があります。

例②:「特定事業所加算」を取っている居宅介護支援事業所において新たな届出をしないとき

「特定事業所加算(Ⅰ)」⇒「特定事業所加算(Ⅰ)」

「特定事業所加算(Ⅱ)」⇒「特定事業所加算(Ⅱ)」

「特定事業所加算(Ⅲ)」⇒「特定事業所加算(Ⅲ)」

ただし、各加算の要件が見直されています。

(サービスごとの報酬改定資料居宅介護支援・介護予防支援編2(6)②及び
介護給付費算定の届出等に係る留意事項について16ページ項番41(注)参照)

【体制届③】

【提出期限】令和3年4月1日から算定を開始する場合 **令和3年4月15日(木)**

令和3年度における体制届の提出日と算定開始日の関係を以下にまとめます。

体制届の提出日	・地域密着型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・居宅介護支援 ・日常生活・介護予防総合事業	・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護
4月15日まで	4月1日から算定(特例)	4月1日から算定(特例)
4月16日から5月1日まで	6月1日から算定	5月1日から算定
5月2日から5月15日まで		6月1日から算定
5月16日以降	1日から15日までの提出 ⇒翌月1日から算定 16日から末日までの提出 ⇒翌々月1日から算定	1日に提出 ⇒当月1日から算定 2日から末日までの提出 ⇒翌月1日から算定

【提出先】総社市役所長寿介護課

(郵送または持参。**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送提出にご協力ください。**)

【提出にあたってのお願い】

体制等状況一覧表の「その他該当する体制等」欄は、変更があるところのみ○を付けるのではなく、提出するごとに全ての欄に○を付けてください。